

文京学院大学後援会会則

(名称・所在)

第 1 条 本会は文京学院大学後援会と称し、事務所を文京学院大学本郷キャンパスに置く。

(構成員)

第 2 条 本会の会員は、文京学院大学学部学生の保護者（父母、保証人）とする。

(趣旨・目的)

第 3 条 本会は文京学院大学の教育方針に則り大学と家庭との連絡を緊密にして教育事業を援助し合わせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は下記の活動を行う。

- (1) 学生の学業・情操に関する事項
- (2) 学生の健康・保健に関する事項
- (3) 大学の発展及び施設の充実にに関する事項
- (4) 教育研究の補助に関する事項
- (5) 会員の親睦に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(経費・会費)

第 5 条 本会の経費は会費および寄付金をもって充てる。

- (1) 会費は年額10,000円とし、学納金とともに納めるものとする。

(支 部)

第 6 条 本会は支部を置くことができる。

(役 員)

第 7 条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 総務 4名以上
- (4) 会計監査 2名

(役員を選出)

第 8 条 役員を選出は次のように行う。

- (1) 会長および副会長は役員より選出し、総会の議決を経て決定する。
- (2) 総務、会計監査は役員より選出し、総会の議決を経て決定する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 総会までの年度当初については前年度役員が継続できるものとする。

(役員職務)

第 10 条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 総務は会長の諮問に応ずるほか、運営会議に出席し、会務に参画する。
- 4 会計監査は本会の会務および会計を監査する。

(総 会)

第 11 条 定時総会は年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 予算
- (2) 決算
- (3) 役員選任
- (4) その他重要な事項
- 2 次の場合、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。
 - (1) 役員2分の1の要求があったとき
 - (2) 役員会の決議があったとき
- 3 定時総会および臨時総会は、会長が招集する。
- 4 定時総会および臨時総会の議長には、会長が当たり、その議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は会長が決する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、総務および会計監査で構成し、会長が招集する。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 総会までの年度当初予算については、役員会において暫定予算を決定し、支出することができる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は大学事務局が支援して行う。会長の指示のもとで会務および会計事務担当を担当する。

(集金代行と会計報告)

第15条 第5条の規定により会費の集金については、学納金納入時に一括して学校法人文京学園が行なう(集金代行依頼)ので、本会は集金代行依頼について、別途、学校法人文京学園と収納委託契約を行ない、この契約条項に基づいて会計決算終了後、速やか(会計年度終了後2か月以内)に、会計報告を学園に対して行うものとする。

(大学教職員の支援体制)

第16条 大学副学長(教学担当)、教務部長、学生部長、学部教務委員長及びディレクターと事務局教務関連センター長には、役員会等への出席を依頼する。また大学教育の発展・充実と学生生活の向上のため、後援会が行う活動を支援し、保護者と教職員の連携を推進することを委嘱する。

(改正)

第17条 本会則は、総会の議決によらなければ変更することができない。

(賛助会員)

第18条 本会に協力する卒業生の保護者をもって賛助会員とすることができる。

- 附則
1. 本会則は、平成26年5月1日より施行する。
 2. 会費は、学納金納入時に大学が収納し直ちに後援会に引き渡すものとする。
 3. 本会則は、平成27年4月1日より施行する。
 4. 本会則は、平成28年4月1日より施行する。
 5. 本会則は、平成29年4月1日より施行する。

活 動

補助・援助事業

- ・後援会奨学金制度創設。
- ・海外留学生に対する補助
- ・海外インターンシップ参加者に対する補助
- ・学生用機器備品や図書の寄贈
- ・国家試験、資格試験講座の運営費の補助
- ・学生の主催する行事、クラブ・サークルの補助
- ・課外活動プログラムやボランティア活動の補助
- ・学生食堂食事代支援

総会の開催

- ・総会のほか、役員会など
役員会開催。予算、決算、事業計画など。

広報

- ・後援会ホームページの開設

その他

- ・将来的には、後援会奨学金の創設など